

県土整備農林水産委員会会議録

I 日 時 令和 7 年 9 月 29 日 (月)

午前 9 時 58 分開会

午前 11 時 29 分閉会

II 場 所 第 2 委員会室

III 出席委員

委 員 長	庄 司 昌 弘
副 委 員 長	光 澤 智 樹
委 員	大 井 陽 司
〃	安 達 孝 彦
〃	岡 崎 信 也
〃	奥 野 詠 子
〃	武 田 慎 一
〃	宮 本 光 明

IV 出席説明者

農 林 水 産 部

農 林 水 産 部 長	津 田 康 志
農 林 水 産 部 次 長	荻 浦 明 希 子
農 林 水 産 部 次 長	山 森 主 税
農 林 水 産 部 次 長	松 井 伸 彦
農 林 水 産 部 次 長	雄 川 洋 子

参 事 ・ 農 林 水 産 企 画 課 長

渡 邊 正 和

参 事 ・ 市 場 戦 略 推 進 課 長

伴 義 人

参 事 ・ 農 産 食 品 課 長 大 田 幸 夫

参 事 ・ 森 林 政 策 課 長 磯 孝 行

参 事 ・ 水 産 漁 港 課 長 荒 木 美 智 子

農 業 経 営 課 長 駒 見 真 一

農業技術課長	山崎 一 浩
農村整備課長	國分 義 幸
農村振興課長	上 島 克 幸
農林水産企画課課長（企画担当）	
	林 保 則
農業経営課課長（団体指導検査担当）	
	太 田 浩 志
農業技術課課長（研究普及・スマート農業振興担当）	
	大川内康郎
農業技術課課長（畜産振興担当）	
	清 水 康 博
農村振興課課長（中山間農業振興担当）	
	加 藤 真 一
森林政策課課長（森林整備担当）	
	四十住敬史
森林政策課課長（森づくり推進担当）	
	平 野 雅 治
水産漁港課課長（水産担当）	
	前 田 経 雄
土 木 部	
土 木 部 長	金 谷 英 明
理 事・土 木 部 次 長	山 下 章 子
土 木 部 次 長	川 上 孝 裕
参 事・建 設 技 術 企 画 課 長	
	根 上 幹 雄
参 事・道 路 課 長	山 中 久 生
参 事・砂 防 課 長	松 本 直 樹
管 理 課 長	吉 尾 望
河 川 課 長	若 林 修
港 湾 課 長	竹 島 靖

都市計画課長 澤 徹

建築住宅課長 吉野 博行

営繕課長 中島 道長

河川課課長（開発担当）

山縣 英彦

都市計画課課長（下水道担当）

織田 大祐

都市計画課課長（新幹線・駅周辺整備担当）

高沢 秀幸

建築住宅課課長（住みよいまちづくり担当）

米澤 浩太郎

企業局

企業局長 牧野 裕亮

理事・企業局次長 福島 潔

企業局次長・水道課長

山田 晃

参事・電気課長 森田 智之

経営管理課長 福田 聡浩

電気課課長（新エネルギー開発担当）

大野 憲保

水道課課長（機能維持推進担当）

澤田 博

V 会議に付した事件

- 1 9月定例会付託案件の審査
- 2 請願・陳情の審査
- 3 閉会中継続審査事件の申し出について
- 4 県土整備農林水産行政当面の諸問題について
- 5 行政視察について

VI 議事の経過概要

- 1 9月定例会付託案件の審査

(1) 説明事項

庄司委員長 本定例会において本委員会に付託されました諸案件の審査に入ります。

付託されております諸案件は、お配りしてある議案付託表のとおりであります。

(2) 質疑・応答

庄司委員長 これより付託案件についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。——ないようですので、質疑なしと認めます。

(3) 討論

庄司委員長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。——ないようでありますので、討論なしと認めます。

(4) 採決

庄司委員長 これより、付託案件の採決に入ります。

本委員会に付託されました議案第101号令和7年度富山県一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会所管分外5件及び報告第13号地方自治法第179条による専決処分の件のうち、本委員会所管分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

庄司委員長 挙手全員であります。

よって、議案第101号外5件及び報告第13号については、原案のとおり可決または承認すべきものと決しました。

2 請願・陳情の審査

(1) 請願に係る説明事項

庄司委員長 次に、請願・陳情の審査に入ります。請願は1件付託されておりますので、当局から説明をお願いいたします。

竹島港湾課長 私から、請願第3号新湊マリーナの占有に関

する請願書について御説明いたします。

この請願は、新湊マリーナ施設内で給油を実施していた事業者の撤退などにより、施設のサービス低下や雰囲気悪化を感じている利用者等が、今後、新湊マリーナが関係者や地域と良好な関係を築きながら健全に発展するため、港湾施設の占用許可条件に地域等の同意要件の追加を求めているものであります。

現在、新湊マリーナ内において占用を許可している者は5者であります。そのうち民間事業者3者が船舶修理や船舶免許取得講習などの事業を実施しています。

なお、給油業務につきましては、現在、撤退した業者に代わり、指定管理者の伏木富山港・海王丸財団が実施しています。

本事案につきましては、本年9月まで7回にわたり本請願の代表者と面談を実施しておりまして、県では、マリーナの指定管理者である伏木富山港・海王丸財団と本年7月にマリーナの現状確認等を実施したところでございます。また、当該代表者にも確認状況等はお伝えしています。

占用許可の根拠となる港湾管理条例第6条におきまして、マリーナ施設の秩序を乱すおそれがあるときは、許可申請を不許可にするなど施設の利用を制限することや、管理上必要な場合は占用許可に対し条件を付すことができることとなっています。

一方、申請者に対し、不許可とする場合や請願者が求めているような条件をつける場合、具体的で明確な基準を定め、それを示す必要があります。設定に当たりましては、利用者の御意見や他港の事例なども調査しながら、慎重に取り扱うべきものと考えています。

県といたしましては、まずは実態や利用者の意向を正確に把握する必要があると考えており、指定管理者と協力し、

請願者以外も含め、マリーナ施設やその水域を利用する利用者へのアンケート調査や関係者に対する事実確認のヒアリング等を実施したいと考えています。調査状況につきましては、請願者にもお伝えするなど丁寧に対応してまいります。

(2) 質疑・応答

庄司委員長 ただいま当局から説明を受けましたが、これについて質疑はありませんか。——ないようでありますので、質疑なしと認めます。

(3) 討論

庄司委員長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。——ないようでありますので、討論なしと認めます。

(4) 採決

庄司委員長 これより採決に入ります。

請願第3号新湊マリーナの占有に関する請願書を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

庄司委員長 挙手全員であります。

よって、請願第3号については、採択すべきものと決しました。

(5) 陳情に係る説明事項

庄司委員長 次に、陳情の審査に入りますが、今回は付託されておきませんので、御了承を願います。

3 閉会中継続審査事件の申し出について

庄司委員長 次に、閉会中継続審査事件の申し出の件を議題といたします。

本委員会の閉会中継続審査事件については、お手元にお配りしてある申し出案のとおり、議長に申し出たいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

庄司委員長 異議なしと認めます。

よって、お手元にお配りしてある申し出案のとおり、議長に申し出ることに決定いたしました。

4 県土整備農林水産行政当面の諸問題について

(1) 報告事項

福田企業局経営管理課長

- ・新たな「経営戦略」の策定について

資料配布のみ

農産食品課・農業技術課

- ・令和7年産米の収量・品質の概況について

水産漁港課

- ・富山県内水面漁業振興計画（案）について

(2) 質疑・応答

岡崎委員

- ・種もみの増産について
- ・建築確認申請手続の遅れについて

奥野委員

- ・米政策について

宮本委員

- ・中山間地域における米の増産に向けて

光澤委員

- ・農産物の消費者理解について
- ・農業分野における企業参入の促進について
- ・十二町潟地域における排水対策について

庄司委員長 報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

岡崎委員 まずは本会議や予算特別委員会でも皆さんよく質

疑をしておられました。農政について伺います。これについては、来年の米の作付などについて、国のデータなどをもう少ししっかり見て、それをもって判断したいという答弁があったかと思っています。これは理解するものでございますが、一方で、本県は種もみ生産県でもございます。国が米の増産にかじを切るとの方針を示した中、種もみの買い付けの予約や増産依頼がもう始まっていると聞いておりますが、県内の状況についてお聞きしたいと思います。

また、こうした流れに県はどのように考え、対応していくのか大田参事・農産食品課長にお聞きをしたいと思います。

大田農産食品課長 委員御指摘のとおり、全国的な主食用米の増産傾向に加えまして、近年の温暖化に伴う高温耐性品種への転換移行などから、県内外からの種子需要は高まりつつあると認識しております。

こうした需要増に対し、県内5か所の種場では、令和8年産の稲作に用いる令和7年産の種子を4,313トン生産する計画としておりまして、前年産に比べ約250トン増える見込みでございます。

また、先般、国が示した米の増産方針に伴いまして、令和9年産用となる令和8年産種子の注文量が増える可能性があります。具体的な数量につきましては、富山県主要農作物種子協会において、来年1月末頃に取りまとめられるものと承知しております。

種子の生産圃場は、前年と異なる品種を作付する際は、収穫時期が異なる品種を選定する必要があることなど、作付圃場の制約がございます。ですので、具体的な注文量を踏まえながら、種子の増産に必要な作付圃場が確保されるよう関係団体等と調整することとしております。

県としては、全国一の種もみ出荷県として、今後とも優

良な種子の安定供給と高まる種子の需要増に対応できるよう、引き続き種子生産の技術指導に努めるとともに、種子生産に用いるための種子、原種として、病害等の心配のない原種を供給しまして、抜取り作業の負担軽減等に取り組んでまいりたいと考えております。

岡崎委員 種もみ県ということで、県外への出荷量も多いわけですが、今年の高温、異常気象を踏まえて、県内においても高温耐性品種の富富富の増産にかじが切られていくような感じを受けておりますが、そういった対応についてはどのようなになっているかお聞きしたいと思います。

大田農産食品課長 富山県でもやはり高温傾向が続いているということでありまして、令和10年度の目標として高温耐性品種の作付割合を半分程度まで引き上げていくということを掲げております。その中で、富富富の生産につきましても、令和10年に1万ヘクタールということも考えておりますし、それに向けて今、高温耐性品種の作付の中心として、富富富の作付が増加するように取り組んでおりまして、種子のほうも十分確保できている状況かと思っております。

岡崎委員 分かりました。

それで、本日の報告事項の中で少し気になったことがあります。県内の今年の米へのカメムシ被害ですね。

私の近隣の農家からも稲に少し斑点米カメムシが出るという話を聞いております。ちゃんと薬剤散布も行ってきたけれども、やはり被害が出ているということです。品種はコシヒカリと伺っているのですが、ただ富富富については、あまりそういうカメムシ被害等についての報告がなかったように見えています。これはどういうことなのでしょうか。富富富はカメムシや害虫に強いといった特性もあるのでしょうか。

大田農産食品課長 カメムシに強い特性ということになると、

一般的にはもみの殻が割れにくいという特徴があれば、カメムシの被害に遭いにくいということはあると思いますが、富富富にそういった特性があるわけではございません。

ただ、富富富の検査についてはまだ進んでいないということもありますし、今ほどもみが割れやすいという話もありましたが、一般的にはもみの殻が大きくなる時期に天気が悪くて、実が太るときに天気に恵まれますと、これはもみの殻が割れやすくてカメムシが吸いやすいということになっております。今年はそういう条件になかったので、そういったカメムシ類の被害が少ないと。ただ、殻が割れていなくても吸うものも当然おりますので、やはりこれだけ高温ですと虫の数も多く、被害が出る場所もあったと思っております。

岡崎委員 分かりました。

では、次に移っていききたいと思います。

建築確認申請手続の遅れということについてお聞きします。

今年、建築基準法の改正が施行されました。建築確認の審査機関では申請への対応について、改正されたばかりということもあり、少し不慣れというか慎重になること、また手間も増えたということもあって、致し方ないとは思いますが、申請許可に時間を要していると。そのため、環境性能に対応した断熱性の高い住宅に対しては各自治体から補助金が出るわけですが、そうした住宅の工期がだんだん遅れていっているのですね。その結果、補助金の条件となる年内完了という期間に間に合わなくなっている事例が出始めています。

このように建築許可確認の審査機関では、建築基準法の改正によって、建築確認申請の許可に時間を要しているわけですが、行政手続の遅延によって補助金を得る

ことができない場合は、期限を延長する等の特例措置を取るよう調整をすべきではないかと考えるわけですが、吉野建築住宅課長に所見をお聞きしたいと思います。

吉野建築住宅課長 本年4月に改正されました建築基準法におきましては、木造二階建ての住宅などに係ります審査項目が大幅に追加されております。併せて、法定の審査期間というものも、これまでの7日間から35日間に見直されたところでございます。

これまでこの法改正に備えまして、設計者向けに、昨年度は県内各地で計7回の説明会を開催しております。

また、審査体制の充実を図りますため、民間の建築確認検査機関も含めて、行政庁の各機関では審査員などを増員いたしまして、迅速に審査するよう努めているところでございます。特に今年6月以降は申請件数が増加してきておりまして、審査に時間がかかる状況が発生してきています。

一方、申請者のほうも新たに必要となる図面作成に不慣れなことから、修正や追加を要する申請が多くなっています。

このため、これら修正に要する期間は、法定審査期間の35日には含まれていないということでございます。そのため検査確認済証の交付までの時間が長期化するという状況になっております。

委員御指摘の環境性能に対応した住宅の補助金につきましては、国や各自治体において多くの支援制度がございまして、その要件や申請期限などにつきましては様々でございます。例えば、県では6月から環境に優しく、健康、快適な富山型高性能住宅の支援を開始しております。来年2月までの実績報告というものを求めているところでございます。

その報告期限の延長につきましては、環境省ですとか国

土交通省の支援を受けている制度でありますので、この場でお答えすることは難しい状況ではございますが、個別に具体の状況について御相談いただきまして、可能な限り制度の柔軟な運用について検討してまいりたいと考えております。

岡崎委員 図面などの修正は法定審査期間の35日間に含まれない部分もあるため、事業者のほうではこの35日間を軽く超えていっているという話も出ていましたが、そうではないということですね。

県の国の支援策を使った制度については、2月までに完成して、それから完成しましたよと検査を受けて、それから補助金の申請をするという形になるのでしょうか。その辺りはどのような形なのでしょうか。

吉野建築住宅課長 国の制度や各市の支援制度は様々な状況でございまして、例えば国の制度では補助対象部分が完成しているか、例えば断熱性能が完成しているかということで、断熱材の入り方が完成しているかといったところまでしか見ないという制度も中にはございます。本当に様々な制度があるものですから、一つ一つについて、この制度はどうだよということはなかなかお答えしにくいものですから、そのあたり御容赦いただきたいと考えております。

岡崎委員 とはいっても、県民の皆さんは補助金のことも見据えて建築に踏み切っているわけなので、いろいろなことがあります。ぜひまた目配せして制度内にきちんと収まるようにしてほしいと私は思っています。様々なパターンがあるかもしれませんが、大抵は完成検査が終わらないと補助金は支給されないとは思っていますので、そういったことも含めて、ぜひ県のほうでも調整なり、目配せをしていただきたいと思います。

奥野委員 私からも米について伺います。岡崎委員と少し重

複する部分も出てくるかもしれませんが御容赦いただきたいと思います。

まず、本日の報告資料にもあったわけですがけれども、令和7年産米の収量については、前年並みなのかなと思いますし、品質については、てんたかくと富富富はおおむね良好な見込みと。ただしコシヒカリは、ちょっと心配があるというような表現になっていると思っています。

まずは、改めて令和7年産米の収量と品質について伺いたいと思います。

それと政府が令和7年産米から増産にかじを切ると7月に発表されました。既に田植が終わった中で、7年産米をどうやって増産するのかなという疑問は少しありましたが、生産管理等を徹底して収量と品質を上げていくと。さらには、全国的に見ると7年産米の栽培面積は増えているからというような説明もあったかと記憶しておりますけれども、本県においては、この方向性に対してどのような取組が行われているのか。実際には、今のところ前年並みになるのではないかということですが、増産できそうなのかどうか、こういったことについて伺いたいと思います。

また7年産米が生産管理をして前年並みということになりそうなのだとしたら、8年産米に向けてどのように増産の取組をしていくつもりなのかということも併せて伺いたいと思います。

大田農産食品課長 本年産米の収量と品質につきましては、6月と7月の高温、7月の記録的な少雨、また斑点米カメムシ類が多発するなど、厳しい栽培環境となった中、国が公表しました8月15日現在の10アール当たり収量は昨年並みとされておりまして、現時点では、高温少雨による大きな影響はないものと見込んでおります。

また、品質につきましては、県育成の高温耐性品種てん

たかくや富富富についてはおおむね良好、またコシヒカリについては一部で高温の影響である白未熟粒や黒点米類似粒——黒い点の米に似ているということで黒点米類似粒、通称くさび米と言っていますが、そういったものの発生が見られると聞いているところであります。

今後、コシヒカリを含めた9月30日現在の1等比率は、10月下旬に公表される予定となっております。

また、本県における令和7年産米の増産については、まず富山県農業再生協議会において、生産目標を全国的な需給動向を踏まえ、前年より1,000ヘクタールの増産方針を示し、あわせて、実際の作付が目標を下回らないよう取組を強化したことで生産目標どおり3万2,200ヘクタールの作付となると見込んでおります。また、今年産では政府備蓄米の買入れが行われず、当該仕向けの約1,500ヘクタール分が主食用米に振り向けられたため、結果的には主食用米は3万3,700ヘクタールと前年よりも約2,500ヘクタールの増産となる見込みとなっております。

次年度以降の影響につきましては、大幅な主食用米の増産に伴いまして、供給過剰となれば米価の値崩れが懸念されるほか、加工用米や飼料用米の非主食用米や大麦、大豆などについても需要に応じた生産が大切であると考えております。

今後、こうした点も十分考慮し、県農業再生協議会の場において、令和8年産の作物別の作付方針を議論してまいりたいと考えております。

奥野委員 御答弁いただいた内容からすると、作付面積的には、主食用米については増産になるのだろうと思います。

今、米の価格が高止まりというべきなのか、なかなか下がってきていませんが、概算金も高かったですから、そう簡単には下がらないのだろうとも思っていますけれども、

それこそ今課長がおっしゃったように、需要がどうかということや生産者と消費者とどうバランスの取れた計画にしていくなのか、ほかの作物も含めて今後よく議論をしていただきたいと思っています。

次ですが、国の令和8年度の概算要求については、農地集積であつたり、高温に強い品種への転換というものを軸にして、令和7年度概算要求から17%増になる2兆6,588億円が計上されているということでもあります。

本県においても、農地集積は当然これまでも進めてきておりますし、高温に強い品種への転換についても、先ほど岡崎委員への答弁の中にもありましたが、できるだけ高温耐性品種を50%以上にしていきたいという目標も語られたわけであります。

そこで、国においてこういったところに重点的に予算をつけていくという方向性の中において、本県において具体的にどのような取組をしていこうとされているか伺いたいと思います。

林 農 林 水 産 企 画 課 課 長 農林水産省の概算要求は、米の需要に応じた増産実現予算と位置づけられております。農業の持続可能な成長を実現するための内容となっております。

委員お話しの農地の集積、それから集約化の推進に161億円、それから高温耐性品種の切替え等の推進に50億円が盛り込まれております。特に、農地中間管理機構を通じて農地集積を後押ししてきた地域集積協力金を廃止し、担い手が効率的に作業できるよう、集約による生産性向上を早急に図ることなどが盛り込まれております。

このため県では、農地の集約化に向けては地域計画を実現するため、ソフト面では、農地中間管理機構が農地の集約化に向けた利用調整をさらに促進し、ハード面では、機構を通じて借り受けた条件不利農地に、作業効率改善のあ

ぜ倒しなどを行う担い手へ支援しているところでございます。

また、高温耐性品種の切替えなどに向けては、令和10年度に水稻作全体の半分以上を高温耐性品種とする目標を掲げ、富富富の生産拡大などのため、モデル産地の育成や経営体の指導、支援を実施しているところでございます。

引き続き国の動向を見極め、情報収集を行うとともに、予算の積極的な確保に努め、県予算に反映したいと考えております。農地の集約化や高温耐性品種の切替えを加速させるために、関係団体と一体となって取り組んでまいります。

奥野委員 農地集積は他県に先駆けて取り組んできたところでもありますし、地域計画については、担い手がどうなるかということによって地域計画がしっかりつくることができている地域とそうではない地域の差が出てきているところもあると思います。ですので、せっかくこういう方向性が強く国から打ち出されて、本県でもそれに伴ってやっていこうというときの地域計画作成の支援であったり、担い手をしっかり確保していく、育てていく支援ということも、重点的に、並行してやっていただきたいということで、これは要望させていただきたいと思います。

次に種もみの話について伺います。

先ほど岡崎委員も種もみについて少し触れられましたけれども、本県における種もみ生産については、県間流通6割ということで大変大きなシェアを持っていますし、また種もみの栽培、品質管理においても、他県よりも大変高度なノウハウを持っていると自負しています。

米の生産に当たっては、当然、種もみの増産もしていないと全国で米の増産につながっていかないということですが、先ほど令和7年産の主食用米の収量や品質の見込み

を伺いましたけれども、種もみ用の種子として収穫したものについてはどうなのかということ。

それから、令和８年産米が全国的に増産されるということとを踏まえると、令和８年産の増産に耐え得るだけの収穫見通しがあるのかということ。

さらに、その後の本県の種もみ生産は全国的な米の増産計画に大きく左右されると思いますけれども、そういうことについてはどのような見通しを立てていて、具体的にどのような支援をしていこうとされているのか伺いたいと思います。

大田農産食品課長 種子生産は、前年１月までの注文に応じた生産を基本としておりまして、令和８年産の稲作に用いられる令和７年産の種子については、全国的な主食用米の増産傾向などを背景に、前年産を約２５０トン上回る４,３１３トンとする契約として作付されたところであります。

令和７年産種子の確保収量については、現在、収穫や乾燥調製作業が進められておりまして、今後発芽率などを確認する生産物審査という作業があるのですが、そういったものを行った上で確定していくことになります。作柄はおおむね平年並みと聞いておりまして、計画数量は確保できるものと期待しております。

なお、国の米の増産方針に伴いまして、種子の需要の増加、追加注文も想定されることもありまして、県の主要農作物種子協会では、計画数量を超える生産物が出荷できた場合には、その全量を種子として替えられるなど、種子需要の増加にできるだけ対応することとしていると聞いております。

また、令和８年産種子の増産については、種子の生産圃場は前年と異なる品種を作付する場合は、先ほども申し上げましたが、収穫時期が異なる品種を選定することや大豆

後の圃場とするなど、作付圃場の制約があることから、今後、県内外からの注文状況などを踏まえまして、種子の増産に必要な作付圃場が確保されるよう、関係団体等と調整していきたいと考えております。

今後も米の増産傾向が続くこととなれば、種子需要が一層高まると見込まれておりまして、国の令和8年度予算概算要求においても、持続的な種子生産体制の構築などのための支援策が盛り込まれたところであります。

県としては、国の支援策の情報収集に努めるとともに、引き続き種子生産の技術指導をはじめ、抜取り作業の負担軽減が図られるクリーンな原種の供給などに努めまして、全国一の種もみ出荷県として、優良な種子を全国に供給してまいりたいと考えております。

奥野委員 それこそ圃場の確保というのは重要であります、今おっしゃられた種もみ生産に関する国の支援策は具体的にどのようなものがメニューに入ってきているのでしょうか。

大田農産食品課長 具体的には、新たに種子生産の体制をつくるための基盤をつくるということで、例えば新規に種もみを生産する農家のための支援ですとか、あるいは本県で既に導入はしているのですけれども、クリーンな原種を供給するようなそういった施設への補助ですとか、あとは品種開発といったことも併せてやっていくと聞いています。具体的な対象については、本県は委員御指摘のとおり種もみの先進県でありますので、今から種もみを生産していく産地への支援等がどのくらい使えるかはちょっと分らないのですが、内容を精査して、利用できるものや活用できるものがあれば、今後検討していきたいと思っております。

奥野委員 お願いしたいと思います。

以前も種もみの件で触れましたけれども、やはり種もみ農家さんは、主食用米を作っているところよりも圃場管理

や生産後の種子管理についてかなり厳しい制約の中でしっかり管理していただいております。それこそ種子法がなくなっても県内の農家さんたちは厳格な体制の中で生産をしていただいているので、そういう方たちが持続的にしっかりやっていけるような体制への支援ということもぜひお願いしたいと思っています。

次にまいりますけれども、米の栽培は大きく分けて3種類に分けられると思っています。慣行栽培は大体平均的というか、一般的な需要が最も多くて手頃な価格ということでもありますし、そのほかに農薬や化学肥料を慣行栽培の半分以上に抑えて環境負荷を低減したような特別栽培米、それと、さらに厳しく、農薬とか化学肥料を一切使用しないということで付加価値をつけて取引がされている有機栽培と、大きく3つに分けられると思います。

それぞれの特徴と採算性について、県としてどのように考えているかということ伺いたと思います。特に、本県の米政策について今までは慣行栽培が圧倒的に多いわけでもありますけれども、農家さんの収入を上げていくとか、富山県産米の付加価値を上げていくとか、いろいろ経営戦略というものがあるかと思いますが、本県においてはこの3つのうち、今後はどこに力を入れていくのか伺いたと思います。野上農林水産大臣時代のみどり戦略などでは、特別栽培や有機栽培にどんどん力を入れていくべきではないかといったような記述もなされたところでありまして、本県の方向性というものを伺います。

山崎農業技術課長 慣行栽培は、稲の生育や病虫害、雑草の発生状況に応じまして、化学肥料や農薬を使用することで安定した収量と品質を確保でき、県内で広く普及しております。

一方、特別栽培や有機栽培は、堆肥などの散布や、農薬

を半分以下、または使用しない、雑草対策など、土作りや栽培管理に手間がかかり、収量も低い傾向にあります。

各栽培の採算性につきましては、生産コストや単収、販売価格など様々な要素が関与しており、特に有機栽培では多様な栽培事例があるため、一概に比較することは難しいと考えております。一般的に有機栽培は、手間がかかるものの、生産者からは肥料や農薬などの生産資材価格の高止まりの影響を受けにくく、また高く販売できることから、経営的に助かっているという声も聞いております。

本県の農業におきましては、いずれの栽培方法も欠かせないものと考えておりますが、これからの農業生産においては環境への配慮が重要であり、県といたしましても、令和5年3月に策定いたしました富山県みどりの食料システム基本計画に目標を掲げて、環境負荷の低減に向けた取組を促進しているところでございます。

特別栽培や有機栽培におきましては、最も手間のかかる雑草対策において、除草機を活用した省力技術等を導入することで、安定生産に努めるとともに、慣行栽培におきましても、地球温暖化防止や生物多様性保全等の観点から、農薬の低減が可能な富富富の栽培や地力増進作物の導入による化学肥料の使用低減などの取組を推進してまいります。

奥野委員 重ねて伺いますが、環境負荷を低減していくという大きな方向性があるわけですが、例えば特別栽培米や有機栽培米の県内シェアをどれくらいまで高めていくのか、目標についてはどの程度固まっているのでしょうか。

山崎農業技術課長 今ほどお答えしました県のみどりの食料システム基本計画におきまして、令和8年度を目標に有機栽培であれば300ヘクタール、特別栽培農産物であれば1,000ヘクタールを目指して今取り組んでいるところでございます。

奥野委員 全体から見ると、これから頑張ろうということなのだろうと思います。ただ、今は米の価格も上がってきており、それこそどんな米にどのくらいの需要が安定的にこれから見込めるかということとは、これからよく精査をしていくところだと思っていますけれども、市場動向等も見極めながら、ぜひ富山の米の付加価値を上げていただきたいと思います。

一方で、富山県は兼業農家さんが多く、農地のおよそ3割は兼業の方がやっておられまして、そんな中で特別栽培や有機栽培はかなり難しいと思うので、法人などを中心に手間のかかる高品質の米というものを増やしていくことになるのだろうと思いますけれども、こういうところの支援についても、また力を入れていただきたいと思います。

最後に、新しい米は今どうなっているのかということについて伺いたいと思います。

平成15年から、高温に強く、また病気に強い米を何とか開発しようということで研究が進められてきて、およそ15年をかけて富富富が誕生したと。このときもいろいろな委員会や本会議で議論をしたことを思い出しています。

富富富もここまで大分栽培面積が拡大してきたわけがありますけれども、平成15年にこれから高温対策だといって研究開発を進めてきたときと比べ、今はさらに気温は上がり続けていて、この後も環境がどうなっていくかというのはまだちょっと見通せない。ここから一気に過ぎしやすい気候が戻ってくるだろうということは考えにくい中にあります。ですので、富富富については、令和7年産米もおおむね良好な見込みということでありましてけれども、これが5年後、10年後の気温になったときにどうなっているのかというのは、不確定な要素が多いのかなと考えています。

現在、安定品種としてだいたい富富富が流通しているわけ

ですけれども、さらなる改良に向けて、よりよいものを、より安定した品質で栽培しやすくできるよう研究は続けていくべきだろうと思います。そのことについて、まず所見を伺いたいと思います。

大川内農業技術課課長 委員御紹介のとおり、高温でも高品質な米として、平成30年にデビューした富富富は、記録的な猛暑だった令和5年産におきましても、1等米比率はコシヒカリの50.6%に対し、93.5%と高い品質を確保し、高温に強い品種特性を発揮しております。

今後の地球温暖化の進展も見据えますと、富富富の生産拡大を一層加速する必要があると考えておりますが、そのための課題の一つとして、収量性の改善があると認識しております。このため土壌条件等に応じた施肥量や防除体系、地域の実情を踏まえた栽培方法の確立などの技術指導に取り組む一方で、気象条件によっては収量が不安定になる場合もあることから、現在、農業研究所におきまして、品質、食味を維持しつつ、収量向上を安定させるための富富富のさらなる改良に向けて研究を進めているところでございます。

奥野委員 よりよいものなるよう、たゆまぬ品種改良はぜひ続けていただきたいと思います。今も品質や食味を維持して、さらに収量アップのための改良研究を続けているということでもありますので、ぜひそういう研究開発の進捗状況や途中経過についても時々御報告を頂ければありがたいと思います。

安定品種として富富富の作付面積が増えている一方で、コシヒカリの人気もやはり衰えないなと感じています。

たしか、まだ富富富という名前がつく前に、候補になっていた米が3種類くらいあったと思います。当時、私は農林水産の委員会には所属しておりませんでした。委員会

で3種類を試食してみるといった取組もしたり、いろいろなところで試食会を重ねて、どの米がどういう人たちに人気があるのか。年配の方にはこれが人気があって、若い人にはこれが人気があってという集計を取って、最終的に今の富富富1種類に決めたという経緯があったと思います。

そのときには、ブランド米として誕生させるということで、コシヒカリとの差別化、さらにはこれから米をいっぱい食べてくれるであろうと期待する若い人たちに受けがよかった米ということ、さらに冷めてもおいしいといったような利点もあるといったことで、今の富富富に決定したという報告を聞いた覚えがあります。

当時はコシヒカリとの差別化も含めて、ブランド米を一つ作っていこうという方向性だったので、当然コシヒカリに似たような味ではないものを選んできたと思うのですよね。ただコシヒカリは、この気候では栽培が難しくなっているということで、どんどん富富富に転換していこうと。一つのブランド米戦略からコシヒカリに代わる米をとということで方向転換されたと思います。そうすると、やはりコシヒカリ人気というのを無視はできないので、私はコシヒカリの食味を踏襲するような高温に強い品種というのも、これから需要があるのではないかなと考えます。

ですので、富富富のよりよい品種改良も続けながら、コシヒカリの味とか香りとかを踏襲した、もっと高温に強い、これから本当の意味でコシヒカリに代わる、交代できるような新コシヒカリみたいな米も研究してはどうかなと思うのですが、いかがでしょうか。

大川内農業技術課課長 委員御紹介のとおり、富富富は平成28年に3品種の中から、いろいろな方に評価を頂きまして、1品種に絞り込んで今の富富富となっております。高温に強い米の開発は、他県でも研究が進められております。こ

の富富富というのは、平成15年から研究開発に着手したときに、国内で初めて高温に強いという遺伝子を突き止めまして、それを導入した品種でございます。それで米の食味に影響を与えずに高温耐性を強化する遺伝子というのが、実はまだ国内でも明らかになっておりませんで、コシヒカリの食味を踏襲して、なおかつ高温にしっかりと強い新品种の開発というのが正直難しい状況でございます。

富富富はデビューから8年目を迎えておりますけれども、この間の生産者や流通事業者等、関係の皆様のおかげによりまして、コシヒカリに劣らない食味の米として県内外での評価が着実に高まってきております。令和10年度までに1万ヘクタールに拡大するという目標の達成に向けまして、今後とも関係機関、団体と一丸となりまして、富富富の生産拡大に取り組んでまいりたいと思います。

奥野委員 まだ高温に強くて食味に影響されない遺伝子が見つかっていないということですが、であれば、見つかったらこれはすごい画期的なことですよ。この富富富も15年かけて誕生したわけですよ。平成28年に3種類から1種類に絞り込むまでも13年かかっている。私は、簡単に高温に強いコシヒカリを作ればいいのではないかとっているわけではなくて、こういう新しい品種を誕生させるためには、10年とか20年かかるわけなので、見つかっていないからやらないといたらこれは未来永劫、絶対できないので、ぜひともこういう研究に着手をするべきだと思います。

ほかのところでもまだそういった遺伝子が見つかっていないということであれば、もし本県が見つけることができれば、今までコシヒカリといたら一番に浮かぶのは魚沼産みたいな話もあったかもしれないですけども、これを一遍に逆転ができると思います。すごいイニシアチブを持っていると思うのですね。

今おっしゃったような富富富を作ったときにも、高温耐性の遺伝子を見つけることができた。これ富山が最初に見つけたわけですね。ということは、それだけの研究の力が本県にはあるわけで、私はここに投資をするべきだと思います。重ねて伺います。

大川内農業技術課課長 委員御指摘のとおり、確かにコシヒカリという味は根強い人気を持っております。同時に米の開発というのは、なかなか時間がかかるということもございすけれども、そういった様々なニーズを踏まえまして、可能性というものをこれからも探っていきたいと考えております。

奥野委員 ぜひ可能性を調べて、研究開発を幅広く進めていただきたいと思います。

宮本委員 今定例会の代表質問において、米の価格や増産の問題について質問させていただきましたし、その後の一般質問、予算特別委員会、また本日の委員会を含めて、相当多くの皆さん方からもこの問題について御質問等々がありました。それほど関心が高いということなのだろうと思っています。皆さん方は、極めて広い視野で御質問されておりますが、私は目の前の話について質問をさせていただきたいと思っています。

米を含めた生産体制については、当然、法人経営や営農組織もありますが、やはり個人経営ということが多いわけでございます。富山県は全国に先駆けて営農組織等々が設立された有数県だと理解をしていますが、それでもやはり何らかの事情があって、こういった営農組織もできない中山間地域が数多く存在していると認識しています。私の地元も実際にそうです。そういうところにいると、「今年あの人亡くなったけれど、来年あれだけの枚数の田んぼをどうするんかね。」とか、「あの人入院されたけれど、ど

うされるんかね。」と、こんな話が目の前にあるわけでした、その都度元気な方が受託されて、いろいろなことで汗をかいていただいていますけれども、それでもやはり条件のいいところ以外はなかなか請け負えないということです。これはごく当たり前の状況だと思っています。

多少私の認識がずれるかもしれませんが、そのような中山間地域では、JAの方たちとの関わりが非常に強いと思っております、県内8つのJAにおいても、今、子会社を設立して、特に中山間地と言われる狭小で狭い圃場といった条件不利地の受託もしていただいていると認識しています。

そこで、まずそれぞれのJAの子会社の抱える課題などの状況をお聞かせいただきたいと思えます。

太田農業経営課課長 県内におきまして、農業や作業受託を行うことを定款で定めているJA子会社といったものは8社ございまして、営農継続が困難となった組合の農地を受託、あるいは機械作業を請け負い、耕作放棄の防止や地域農業の維持、発展に貢献されております。

それぞれのJA子会社の抱える課題につきましては、受託している圃場の多くが狭小で分散しており、作業効率が悪いこと。次に、畦畔除草や水管理を再委託していた地権者のリタイアによりまして、管理作業の負担といったものが増加していること。また、所有機械の老朽化ですとか、人員不足によりまして、受託能力が限界に來ているところもあると伺っております。さらに、委員から御指摘ございましたように中山間地におきましては、圃場への移動距離が長いといったようなこと、鳥獣害対策が必要になってくること、それから、日照が短く、収量が低いといったようなことも課題となっております、JAの子会社におきましては、新たな依頼に対しては圃場の集約状況ですとか、

移動時間などの効率性を勘案して、受託の是非を判断しているとお伺いしております。

宮本委員 やはりそのような現状だなと理解しております。

私は以前、8つのJAの子会社の受託面積が県内で1,500ヘクタールくらいあると聞いた記憶があります。私は中山間地域という言い方をしていますけれども、現実問題、果たしてそこまで中山間地域へのJAの子会社さんの参入率は高いのかなと実は思っております。他の法人経営のところは、なかなかそういうわけにいかないけれども、JAさんはそういったところの受託含めて、いろいろなことに関わってくれているということですが、中山間地域に関わる面積は把握されておりますか。

太田農業経営課課長 何割程度というような部分については、把握しきれていない状況でございます。聞き取っていた際の感触として、受託面積という形で農協が全面持つといったようなものは大体700ヘクタール強くらいあって、先ほど申し上げたとおり作業の受委託、田植ですとか収穫部分だけといったようなものが800ヘクタールほどあるとお伺いしております。このことから先ほど委員がおっしゃられた1,500ヘクタールほどの面積に関与しておられるというところは明らかだなと思っております。ただその内訳が幾らといったことについては不明なところがございます。

宮本委員 私も地元のJAさんからいろいろ話を聞いていますと、今、課長から答弁いただいたような悩みを本当に多く抱えておられるのを耳にします。子会社にしても経営がありますので、現実的に条件が合わないところをどれだけ受託しても、経営として成り立たないと、こういう問題も含めていると思っています。法人経営や営農組織に対しては支援や補助等々がいろいろ行われているわけですが、JAの子会社については、子会社ということではあり

ますけれども、このＪＡという組織とは一体だと思っています。そんな中で、今ほどの課題を含めて、ＪＡさん自体も人手不足ということですが、やはりなかなかこれ以上面積を広げていけないとおっしゃっていますが、それでは困るなというのが正直な思いであります。

そこで、この子会社経営に対して、どのような支援をされているのか伺いたしたいと思います。

駒見農業経営課長　ＪＡの子会社だけを対象とした支援はないのですが、中山間地域では、ＪＡ子会社は地域農業を担うものとして活躍が期待されているところでございます。また、そのため国ですとか、県の支援をぜひ活用していただきたいと考えているところでございます。

具体的な支援といたしましては、まず農地の集約につきましては、現在、農地中間管理機構と農地の集積、集約化を進めておりまして、農地中間管理機構を通じて借り入れた条件不利農地につきましては、あぜ倒しなどの圃場作業の効率化に要した経費を支援しているところでございます。

また、農地の集約化に取り組んだ場合には、国の機構集積協力金などが活用できることとなっています。

しかしながら、これらについてもＪＡの子会社が活用された実績は今のところないことから、ぜひその周知には今後努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、今お話のありました担い手の不足という人手の確保につきましては、49歳以下の新たな雇用者の研修費用を支援する国の雇用就労資金が県内ＪＡの子会社で活用されているところでございます。

このほか、新規就農者の受入れ体制づくりですとか、県農林水産公社での求人情報の発信、また県が今取り組んでおります富山めぐりマッチボックスでのスポットワークなどの活用について支援しているところでございます。

あわせて、農業機械の導入については、経営発展に必要な農業機械等の導入を支援するとともに、令和7年度からは担い手に対し、あぜの草刈りですとか、圃場の水管理の負担軽減を図るためのリモコン草刈り機ですとか、また自動給水栓などの導入の支援を始めているところでございます。JAの子会社でも活用されたいというお話は、今聞いているところでございます。

県といたしましては、これらの支援制度を積極的に活用いただくとともに、JA子会社を含めた担い手が農地を引き受けやすくなるよう、引き続き必要な支援に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

宮本委員 JAさんが、農地の利用効率化の支援事業だとか、スマート農業や雇用促進事業の補助だとかを利用しているのは、いろいろとお聞かせいただいているところであります。

最後にまた申し上げますが、とはいえ、なかなかそういった支援が利用されていないということでマッチングみたいな話もあると思います。どうしても条件不利な中山間地を営農しなくてはいけないから何か補助がないのかということと、やってもらいたいからこんな補助を使ってほしいということと、どっちが先かという話を必ずしなくてはいけない状況になってきていると思っており、JAさんにだけそのことを県が求めるというのも、これはいかなものかとは思いますが、ただ、やはり地域の関わりからいうと、JAの子会社と中山間の関わりは非常に強いと思っているので、ぜひ補助制度等々を活用していただけるよう周知していただきたいと思います。それは別にJAさんのためではなくて、中山間地域の農業を守るためだという認識でお願いしたいと思っています。

そんな中で、自動給水栓の話や自動操舵システムなどい

ろいろあって、おかげさまで私の八尾地域の中でも黒瀬谷を含め、相当大規模にスマート農業化を図っていただいております。ただ、これは実はもう一步、二歩上の地域というイメージでいつもしゃべっているわけでありまして、自動の草刈りといっても畦畔ばかりで、自動で走らせてもひっくり返っていくわみたいな話がしょっちゅうあるのですが、それでも自動の給水栓や操舵システムの導入などありますし、多分ほかの法人さんも一緒だと思いますけれども、女性の就農者が増えてくると更衣室やトイレも設置しなければいけないということで、そういったことにも補助できないのかというような要望も聞いております。

皆さん方もおそらくいろいろな要望を受けていると思いますが、今申し上げたイメージの中で、中山間地域における耕作放棄地の解消をしていくため参入をしていただく方からのこうした要望の支援について、どう扱っておられるのか課長にお伺いしたいと思います。

大川内農業技術課課長 中山間地域では圃場が分散し、高低差もあり、水管理の負担が大きいことから、自動給水栓の設置は人手不足を補う手段として有効であり、先ほど御紹介した事業の活用も含めまして、引き続き導入を推進してまいります。

また、自動操舵システムにつきましては、経験の浅いオペレーターでも正確な作業が可能となることから、導入を進めているところでございます。

令和6年6月から開始した高精度位置補正情報サービス、こちら富山RTKサービスと呼んでおりますけれども、こちらの活用と併せて国の農業支援サービス事業体を育成する事業の導入を支援しております。

この事業につきましては、県の6月補正予算で、農業者に代わって病虫害防除や肥料散布を行うJAの子会社に対

しまして、農業用ドローンの導入を支援したところでございます。こちらの事業はトラクターや田植機、コンバイン等の導入にも活用が可能でございます。現在、事業要望を10月24日までですけれども募集しているところでございます。

さらに、女性の雇用就農を促進するため、男女別のトイレや更衣室、休憩スペース等を確保する取組も支援しております。必要に応じて活用を促してまいります。

引き続きJAの子会社が中山間地域における農業の担い手として活躍できるよう、スマート農業の技術の活用による作業負担の軽減や、性別にかかわらず働きやすい環境の整備等を支援してまいります。

宮本委員 先ほどの農業経営課長の話も含めてですが、私がJAさんから幾つか聞いていた要望の中でも、補助対象についてとか、今後進めていこうというお話があります。要望が上がってくるということは知らないのか、伝わっていないのか、どうなのかということになっていくとは思いますが、先ほど申し上げたように、そういったものを利用してひとつ農地を活用してほしいということで頑張っていたと思います。もちろん今もいろいろ頑張っているとは思っています。

ただ話を聞きながら思うのが、私の家の前の田んぼは55年前にパイロット事業をした田んぼです。山を削ってつくりました。今のコンバインは農道さえ走れないくらいの大きさになっているし、さっき距離とか集積が云々、あぜ倒しが云々と言われたけれども、それはあぜ倒しではなくて、もう一回山を削り、田んぼを削って平らにして1枚にしなくてはいけないくらいの、そういう農地が山ほどありまして、すっきりしないのは、皆さんの答弁はそこまでいいいなと。まだ平地のところを想定した答弁としか聞こ

えないので、一度私の自宅に御招待申し上げますので、ぜひ皆さんで見学いただければと思っています。

光澤委員 今日も農政に関する質問が続いておりますけれども、私からも早速質問に入らせていただきます。

まず、農産物の消費者理解について伺います。

6月9日の常任委員会において、当時、米の価格の急騰が全国的に大きなニュースになっていた中で、米価について消費者理解の促進にどのように取り組んでいくのかということについて質問をさせていただきました。その際には、米について、生産者が将来にわたって意欲を持って持続的、安定的に農産物生産できるようにするためには、適正価格の考え方、生産コスト、流通の流れ等に関する消費者理解も必要不可欠であるということを申し上げました。

現在も物価高が県民の生活に大きな影響を及ぼしており、物価高対策が大きな政策課題の一つであることは言うまでもなく、米以外の農産物の消費者理解も重要であると考えております。

県では、これまでも富山食育フェアなどのイベントやSNSなどを通じて啓発してきたところと承知をしておりますが、米などの農産物の消費者理解促進に向けて、消費者、生産者双方にとっての合理的な価格形成を図るためにも、前回御答弁いただいた、農業者と消費者が交流を図ることや、よりインパクトのあるイベントなどの開催も効果的ではないかと考えますが、どのように取り組んでいくのか林農林水産企画課課長に伺います。

林農林水産企画課課長 委員おっしゃるとおり、昨今の米価の高騰は、消費者にとっては家計の負担が大きくなり、米離れにつながる懸念があることから、消費者、農業者双方にとっての合理的な価格形成を図ることが重要であると考えております。

このため、本年度新たに富山の農業者応援プロジェクト事業として、農業者と消費者が交流を図るイベントの開催と、SNSを活用し農業者の声を消費者に広く伝えることで、リアルとデジタルの両面から幅広い層に浸透を図りたいと考えております。

具体的には、リアルイベントとしては、11月に富山市で、12月に高岡市で、いずれも大型ショッピングセンターにおいて、消費者と農業者の対話や農産物のオークション、それから食のインフルエンサーによるトークショーなど、消費者が楽しみつつ理解が深まるような内容を予定しているところでございます。

また、デジタル広報としては、県内の米や野菜の農業者が出演する動画を作成いたしまして、農作業や作物の栽培状況、農産物に込めた思い、農家お勧めの食べ方などをSNSで来月以降、順次配信する予定であり、ぜひ多くの県民の皆さんに御覧いただきたいと思っております。

人口減少が進展する中、県内農業と農業者を守る観点からも、引き続き消費者の皆さんの理解促進と県産農産物を買って応援する機運醸成に向けて、関係団体とも連携して取り組んでまいります。

光澤委員 11月、12月にはすごく楽しそうなイベントも開催されるということで、私も足を運びたいなと思っておりますし、やはりデジタル広報ということもすごく大事ななと思っています。

今こういったチラシが手元にありますがけれども、すごい分かりやすくて、そもそも生産コストが高くなっているとか、今年の3月の試算でお茶碗1杯の米の値段は50円であるとか書いてあります。お米はどのくらいの量がいくらかということを知らない方がやはりすごく多くて、私も知らなかったのですが、こういったことも、このイベントを機

に話せば、価格が上がっているんだねということを納得していただけたと思いますし、それが消費者、生産者双方にとっての合理的な価格形成にもつながると思っております。またこういったイベント等を通して、消費者理解が進むことを期待しております。よろしくお願いします。

次に、農業分野における企業参入の促進について伺います。こちらについては、予算特別委員会の中でも議論があったと思いますが、改めて伺いたいと思います。

先月、常任委員会の県外視察で、民間企業による農業参入の取組をテーマに兵庫県のパソナ農援隊を視察させていただきました。訪問した A w a j i N a t u r e L a b & R e s o r t では、安心・安全な野菜を効率よく生産しながら、循環型農業、6次産業化や農地活用に関する様々な取組を進めており、一つの企業参入の例として視察をさせていただきました。

その中で、今月4日に開催された富山県総合計画審議会で示された新たな総合計画の素案においては、農業の主要施策に、参入を含めた企業との連携を促進するとの文言が記載されています。

私の地元の氷見市でも、既に荒廃農地の発生防止と解消に向けて取り組んでおられる企業さんもおられます。農業者の減少、高齢化による担い手の確保も課題となる中で、企業等の参入も必要と考えますが、本県の状況と今後の取組について、駒見農業経営課長に伺います。

駒見農業経営課長 株式会社パソナ農援隊の A w a j i N a t u r e L a b & R e s o r t における取組につきましては、農村での宿泊ですとか、農業体験など、農業のある暮らしを体験する体験型の要素が強く、今ほど委員からも御発言がありましたように、農業への企業参入の一つの例ではあるものの、農業振興としての担い手の確保という

よりも、都心農村交流を推進する点で参考になったと参加されていた方からは聞いているところでございます。

県内におきましては、企業自らが農地で生産するもののうち、農地を所有できる農地適格法人を設立した参入が10、農地賃貸によるリース法人が22と、全国に比べて、今少ない状況になっているところでございます。

この後、企業の参入を進めるに当たりましては、企業へ貸すということへの農地所有者など受入れ側の理解の醸成ですとか、参入可能な農地を確保すること、また集約化すること。それと、それらの農地と企業とのマッチングなどの課題を解決する必要があると考えているところでございます。

そのため、現在デジタル技術を使って参入可能な農地の可視化と企業への情報提供ですとか、マッチングができるようなシステムについて、実証実験を市町村と連携して行っているところでございます。その結果も踏まえまして、企業の参入促進につながるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、農地を所有して生産するようなものだけでなく、その他の参入の形態といたしましては、既存の農業法人への資本や労働力を提供して、収穫物を買取るものですとか、あとドローンのような農業支援サービス事業体として特定の農作業を請け負うものがあり、これら既存経営体と連携する形での企業の参入も進むように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

総合計画では、持続可能な稼げる農業の推進を掲げる方針でありますので、参入も含め、企業との連携に向けて引き続き検討してまいりたいと考えています。

光澤委員 また総合計画の中でもしっかり進めていただきたいなと思っておりますし、少ないといえど、今でもやって

おられる方はたくさんおられるわけです。ちょうど先週もそういう方々とお話をさせていただいたのですが、やはりそういった方は気持ちがすごく前向きで、自分たちの地元で高齢化が進み農地が荒れていくのが嫌で、ここに今後とも子供たちに残していきたいからしっかりとやっていくと。利益度外視でこの荒廃地を何とかしたいという思いで皆さん取り組んでおられると思うので、そういった方々の声も拾いながら、総合計画に反映をして、具体的な施策につなげていっていただきたいと思っております。

最後の質問に移ります。

氷見市のことで恐縮ですが、十二町潟地域における排水対策について伺います。

最近も各地で豪雨災害が発生しており、全国的に見ても、豪雨災害が激甚化、頻発化していると感じております。私の地元の氷見市の十二町潟地区をはじめ、その周辺地域においては、豪雨時は、地域の農業の発展と安心・安全な暮らしの実現に寄与する重要な施設である十二町潟排水機場がフル稼働し、地域の農業生産や暮らしを守る重要な役割を担っております。

十二町潟排水機場については、老朽化対策等を要望してきたところですが、先月の令和8年度農林水産省概算要求において、国営かんがい排水事業氷見地区として、全体実施設計に着手する地区とされました。このことは要望の実現に向けた大きな一歩であり、日頃より本件についてお力添え、御指導を頂いている津田部長をはじめ、農林水産部の皆様に改めて感謝申し上げます。

一方で、最近の集中豪雨時には道路も含めて、この地域の一部において浸水被害に見舞われている状況が続いております。重大な被害を防ぐために、機場の操作方法及び運転管理を確実に対応してもらいたいと考えております。

また、排水能力を確保するための国営氷見地区は、事業工期が10年程度と伺っており、事業実施においても湛水被害の発生が危惧されていることから、早期に着工してもらいたいとも考えております。

豪雨災害が激甚化、頻発化する中で、豪雨時の被害を軽減するための運転管理の現状と国営かんがい排水事業氷見地区の早期着工に向けた見通しについて、國分農村整備課長に伺います。

國分農村整備課長 激甚災害と指定される豪雨災害が毎年発生している中、氷見市内の十二町潟排水機場は、河川法や土地改良法を踏まえて定められました操作规程により運転管理されておりまして、地域の農地であったり公共施設などが守られているというような現状でございます。

具体的な操作方法としましては、常時は1台のポンプを稼働しまして、排水目標となります排水路の水位を基準に設定しまして管理しております。

一方で、豪雨時につきましては流入量が多くなりますので、こういったときには基準田面の暗渠排水の排水口がありますけれども、その排水口よりも低い水位を確保するというような基準を定めまして、その基準を超えた場合には、排水ポンプを追加稼働させて、安全かつ効果的な排水処理を行っているところでございます。

しかし、この十二町潟排水機ですけれども、造成から40年以上が経過しておりまして、老朽化による機能低下が起っております。

委員御指摘のとおり、近年、集中豪雨等によりまして、流入量が増大化しているというところで、甚大な被害も発生しているところがございます。当該機場につきましては、地元の熱意と関係者からの働きかけを受けまして、ポンプの増設、非常用発電機の整備、建屋の耐震化等を整備

する国営氷見地区が今般、令和８年度予算の概算要求で全体実施設計地区として盛り込まれたところでございます。

国からは、令和９年度の事業着工を予定していると聞いておりまして、県としましては、引き続き氷見市、氷見市土地改良区などと連携しまして、事業の早期着手、安全で計画的な事業の実施に向けて、国に引き続き働きかけていきたいと考えております。

また、操作管理につきましては、最新の気象データを活用しまして、頻発化する豪雨災害に備えた速やかな管理体制の整備であったり、平時から激甚化する災害を想定しまして職員の操作研修を行ったり、さらには河川管理者と連携した取組の充実、強化というものを図っていききたいと考えております。

光澤委員 先ほど奥野委員からもありましたけれども、その10年という間にどれだけ気候が変わっていくのかといったこともあると思いますし、大変長い期間でありますので、着工以降も引き続き早期の事業促進に向けて、私も氷見市や地元の皆さんと一緒に頑張ってまいりたいと思いますので、引き続きのお力添えをお願いしたいと思います。

庄司委員長 ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わります。

５ 行政視察について

庄司委員長 次に、閉会中の継続審査事件のための行政視察について議題といたします。

県内行政視察については、必要に応じて機動的に実施していきたいと考えており、その実施に当たっての日程調整等については、委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

庄司委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありませんか。——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。